

デイサービスセンター舞川の里運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人東山愛光会が開設するデイサービスセンター舞川の里（以下、「事業所」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 デイサービスセンター舞川の里
- （2） 所在地 岩手県一関市舞川字堀切72番4

（従業者の職種・員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- （2） 生活相談員 1名以上
利用者の申込に係る調整、相談、助言及び技術指導を行う。
- （3） 看護職員 1名以上
利用者の健康状態を的確に把握、各種サービスを利用するための必要な処置を行う。
- （4） 介護職員 1名以上
入浴、食事、送迎を必要とする利用者への支援介助を行う。
- （5） 機能訓練指導員 1名以上
機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- （6） 事務員 1名以上
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から翌年の1月2日まで及び事業所が定める日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用定員数は、1日18人とする。

(食堂)

第7条 事業者は、利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えるものとする。

(機能訓練室)

第8条 事業者は、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えるものとする。

(相談室)

第9条 事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護に供するための相談室を設けるものとする。

(その他の設備)

第10条 事業者は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備えるものとする。

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第11条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第12条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第13条 指定地域密着型通所介護の内容は、次の通りとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴
- (3) 運動機能向上訓練、栄養改善マネジメント、口腔機能向上

(4) アクティビティ

(サービスの取り扱い方針)

第14条 事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その指定地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、指定地域密着型通所介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

(通常の事業実施地域)

第15条 通常の事業実施地域は、一関市及び平泉町とする。

(利用料及びその他の費用)

第16条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、費用基準額から事業者を支払われるサービス費の額を控除して得た額とする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収するものとする。
 - (1) 第15条に規定する実施地域を越えて行う送迎の費用として、実施地域を越えた地点から1キロメートルごとに25円とする。
 - (2) 食事の提供に要する費用は、重要事項説明書に記載のとおり。
 - (3) おむつ代は、使用する種類により重要事項説明書に記載のとおり。
 - (4) その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常

必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

第17条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

(食事)

第18条 通所介護利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取していただくものとする。

(喫煙)

第19条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限る。なお所定の場所以外は禁煙にご協力をいただくものとする。

(飲酒)

第20条 通所介護利用中の飲酒は厳禁とする。

(衛生保持)

第21条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂くものとする。

(禁止行為)

第22条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(従業者の服務規程)

第24条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとする。服務に当たっては、常に以下の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第25条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行うものとする。

- 2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じるものとする。

(従業者の勤務体制及び質の確保)

第26条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めるものとする。

- 2 事業者は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を確保するものとする。

(個人情報の保護)

第27条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守するものとする。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表するものとする。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第28条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、

速やかに、これを一関地区広域行政組合に通報するものとする。

(緊急時の対応)

第29条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負うものとする。

(事故発生時の対応)

第30条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議するものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにするものとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではないものとする。

(非常災害対策)

第31条 非常災害対策に備えて、消防法施行規則に規定する消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(地域との連携)

第32条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(記録の整備)

第33条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(苦情処理)

第34条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、岩手県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岩手県国民健康保険団体連合会からの指導又

は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告するものとする。

(掲示)

第35条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するものとする。

(その他)

第36条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。